（工事担任者試験の免除等に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の工事担任者規則（以下「旧工担規則」という。）第五条に規定する試験において合格点を得た試験科目のある者が当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年以内（総務大臣が天災その他の非常事態により工事担任者試験が行われなかつたことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年を経過した後において最初に行われる工事担任者試験の実施日の属する月まで）にこの省令による改正後の工事担任者規則（以下「新工担規則」という。）第五条に規定する試験を受ける場合は、申請により、次の表の区分に従つて、試験科目の試験の免除を受けることができるものとする。

免除する試験科目 / 科目合格している試験科目		第一級アナログ通信			第二級アナログ通信			第一級デジタル通信			第二級デジタル通信			総合通信		
		電気通信技術の基礎	端末設備の接続のための技術及び理論	端末設備の接続に関する法規	電気通信技術の基礎	端末設備の接続のための技術及び理論	端末設備の接続に関する法規	電気通信技術の基礎	端末設備の接続のための技術及び理論	端末設備の接続に関する法規	電気通信技術の基礎	端末設備の接続のための技術及び理論	端末設備の接続に関する法規	電気通信技術の基礎	端末設備の接続のための技術及び理論	端末設備の接続に関する法規
AI第一種	電気通信技術の基礎	○			○			○			○			○		
	端末設備の接続のための技術及び理論		○			○										
	端末設備の接続に関する法規			○			○						○			
AI第二種	電気通信技術の基礎	○			○			○			○			○		
	端末設備の接続のための技術及び理論					○										
	端末設備の接続に関する法規						○						○			
AI第三種	電気通信技術の基礎				○						○					
	端末設備の接続のための技術及び理論					○										
DD第一種	電気通信技術の基礎	○			○			○			○			○		
	端末設備の接続のための技術及び理論								○			○				
	端末設備の接続に関する法規									○			○			
DD第二種	電気通信技術の基礎	○			○			○			○			○		
	端末設備の接続のための技術及び理論											○				
	端末設備の接続に関する法規									○			○			
DD第三種	電気通信技術の基礎				○						○					
	端末設備の接続のための技術及び理論											○				
	端末設備の接続に関する法規						○			○			○			
AD総合種・DD	電気通信技術の基礎	○			○			○			○			○		
	端末設備の接続のための技術及び理論		○			○			○			○			○	
	端末設備の接続に関する法規			○			○			○			○			○

注１　免除する試験科目は、○印を付したものとする。

２　ＡＩ第一種及びＤＤ第一種、ＡＩ第一種及び第一級デジタル通信又は第一級アナログ通信及びＤＤ第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者については、総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとし、ＡＩ第一種及びＤＤ第一種、ＡＩ第一種及び第一級デジタル通信又は第一級アナログ通信及びＤＤ第一種の「端末設備の接続に関する法規」に合格している者については、総合通信の「端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。

３　アナログ第一種若しくは第一級アナログ通信の工事担任者資格者証の交付を受けている者が、ＤＤ第一種の「端末設備の接続に関する法規」に合格している場合又はデジタル第一種若しくは第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けている者が、ＡＩ第一種の「端末設備の接続に関する法規」に合格している場合は、総合通信の「端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。